

令和3年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（E日程入試）

## 憲法・民法・刑法

### 注意事項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3~5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのI）、民法につき1枚（そのII）、刑法につき1枚（そのIII）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

## 憲法（配点 100 点）

司法権の限界を画する例として、いわゆる「統治行為」（判例によれば「直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為」）と「自律的な団体内部の純粋な内部事項」が挙げられることがある。代表的な最高裁判所の判例を挙げて、両者の異同について論じなさい。

## 民法（配点 100 点）

A が所有する動産（以下「甲」という）を B が C に売却する契約（以下「本件売買契約」という）が締結された。これについて、以下の 3 つの設問に答えなさい。なお、各設問は、独立しているものとする。

1. B は、自らが売主として本件売買契約を締結した。本件売買契約が有効か無効かについて論じなさい。

(配点：30 点)

2. B は、自らが売主として本件売買契約を締結した。その後、A は、B による甲の処分を追認した。このとき、C が甲の所有権をどのように取得することができるのか、また、A と C との間に債権債務関係が成立するかどうかについて検討しなさい。

(配点：30 点)

3. B は、A の代理人として本件売買契約を締結したが、A のために本件売買契約を締結する代理権を有していなかった。このとき、C が、B による顕名の事実を主張せずに、B に対して本件売買契約の履行を求めた。これに対して予想される B からの反論を挙げながら、C の請求が認められるかどうかについて検討しなさい。

(配点：40 点)

## 刑法（配点 100 点）

次の問題について、XY の罪責を、具体的な事実を適示して、論じなさい。

X（男性、45歳）は、A会社の経理部長として勤務し、A会社の経理の全般を掌握していた。そして、B銀行にあるA会社名義の預金の通帳・印鑑・キャッシュカードを保管し、必要に応じて預金を引き出したり、他者宛てに送金することも行っていた。それと共にXは、A会社経理部長Xという名義を使用し、小切手を発行することにより、経理を処理することも認められていた。

Xは、妻子をもちながら、Y（女性、30歳）と長年交際を続けていた。Yは、自分で接客業を営んでいたが、その経営に行き詰ったために、そのことをXに相談したところ、Xは、Yの歓心を買うため、A会社における自分の立場を利用し、200万円の小切手を作成し、Yに貸してやることを思いつき、そのことをYに話すと、Yは喜んだものの、会社のお金に手を付けてはいけないのではないか、と心配する気持ちを述べた。これに対してXは、「大丈夫だ。200万くらいの金は、後で俺が自分で入れておくから、ばれるはずはない。」と述べた。Yは、「それならありがたいわ。お金は必ず返します。」と述べた。

Xは翌日、A会社経理部長Xの名義の200万円の小切手を作成し、その晩、Yにその小切手を渡した。Yは、その翌日、その小切手を持ってC銀行に行き、その銀行にあったY名義の口座に200万円を入金させた。1か月後、Xは、D銀行の自分の口座からB銀行のA会社の口座に200万円を送金しておいた。

[このページは空白です。]